



金 沢 市 公 報

第 3 0 9 5 号 の 2

令和4年(2022年)12月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○児童福祉法の規定による事業の廃止について (2件) (") 2
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	1	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業の廃止について (") 3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	1	● 公 告
○介護保険法の規定による事業者の指定について (介護保険課)	2	○認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記について (市民協働推進課)
○児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	2	○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)
		○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)

告 示

●金沢市告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和4年12月1日

金 沢 市 長 村 山 卓

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ 泉野出町薬局	金沢市泉野出町4丁目13番31号	令和4年9月1日
クスリのアオキ 浅野本町薬局	金沢市昌永町15番50号	令和4年9月1日
スギ薬局 金沢有松店	金沢市有松2丁目5番6号	令和4年10月1日
おひさま薬局	金沢市疋田1丁目215番地	令和4年9月23日
桜町あおぞら薬局	金沢市桜町19番23号	令和4年10月1日
もりの里整形外科クリニック	金沢市もりの里2丁目210番地	令和4年10月1日

●金沢市告示第300号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和4年12月1日

金 沢 市 長 村 山 卓

名 称	所 在 地	廃止年月日
クスリのアオキ浅野本町薬局	金沢市昌永町15番50号	令和4年8月31日

クスリのアオキ長坂薬局	金沢市長坂3丁目1番35号	令和4年8月31日
-------------	---------------	-----------

●金沢市告示第301号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文及び第54条の2第1項本文の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示します。

令和4年12月1日

金沢市長 村 山 卓

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1790101339	グループホーム ほたる直江	金沢市直江東1 丁目48番地	株式会社エンジ エル	令和4年11月1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同 生活介護

●金沢市告示第302号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示します。

令和4年12月1日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の名称	事業所の 所在地	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	障害児通所 支援の種類	主たる 対象者	指 定 年月日
1750103168	パトリ	金沢市保古1 丁目36番地	一般社団法人 パトリ	金沢市保古1 丁目36番地	放課後等デイ サービス	特定なし	令和4年 11月1日

●金沢市告示第303号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により次の指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示します。

令和4年12月1日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の名称	事業所の 所在地	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	障害児通所 支援の種類	主たる 対象者	廃 止 年月日
1750102665	パトリ	金沢市保古1 丁目36番地	パトリ合同会 社	金沢市保古1 丁目36番地	放課後等デイ サービス	特定なし	令和4年 10月31日

●金沢市告示第304号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定により次の指定障害児相談支援事業者から当該指定障害児相談支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示します。

令和4年12月1日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	主たる 対象者	廃 止 年月日
1770102950	相談支援事業所 しらかば	金沢市桂町チ21番 地2	株式会社メビウ ス	金沢市示野中町1 丁目15番地	特定なし	令和4年 10月31日

●金沢市告示第305号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定により次の指定特定相談支援事業者から当該指定計画相談支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示します。

令和4年12月1日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	廃止年月日
1730105283	相談支援事業所しらかば	金沢市桂町チ21番地2	株式会社メビウス	金沢市示野中町1丁目15番地	計画相談支援	特定なし	令和4年10月31日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため当該不動産に係る同条第2項の公告を求める旨の申請があり、当該申請について相当と認めたので、同項の規定により次のとおり公告します。

なお、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者は、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

令和4年12月1日

金沢市長 村 山 卓

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称

普正寺町町会

(2) 区域

町の名称	字	地 番
普正寺町	1	全域
	2	全域
	3	148番1を除く全域
	4	26番、44番、83番及び125番から128番（枝番を含む）を除く全域
	5	全域
	6	全域
	9	全域

(3) 主たる事務所

金沢市普正寺町1の47番地1

2 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産に関する事項

(1) 土地

	地 目	面 積	所 在 地
①	池 沼	155m ²	金沢市普正寺町五字152番
②	池 沼	552m ²	金沢市普正寺町五字157番
③	池 沼	4,089m ²	金沢市普正寺町五字159番
④	畑	512m ²	金沢市普正寺町七字33番
⑤	池 沼	3,702m ²	金沢市普正寺町五字160番
⑥	池 沼	1,884m ²	金沢市普正寺町五字161番

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

2(1)① 福田太三郎外20名

氏名又は名称	住 所
福田太三郎	金沢市普正寺町一ノ50番地
中島嘉平	金沢市普正寺町一ノ50番地
福本与一郎	金沢市普正寺町一ノ50番地
福田善左工門	金沢市普正寺町一ノ50番地
照田庄兵衛	金沢市普正寺町一ノ50番地
北川三郎右工門	金沢市普正寺町一ノ50番地
村本五右工門	金沢市普正寺町一ノ50番地
福田勘左工門	金沢市普正寺町一ノ50番地
照田太一郎	金沢市普正寺町一ノ50番地
福田善吉	金沢市普正寺町一ノ50番地
田中長太郎	金沢市普正寺町一ノ50番地
福田助太郎	金沢市普正寺町一ノ50番地
北川与左工門	金沢市普正寺町一ノ50番地
照田与三松	金沢市普正寺町一ノ50番地
村田吉左工門	金沢市普正寺町一ノ50番地
中島長右工門	金沢市普正寺町一ノ50番地
高島吉郎兵衛	金沢市普正寺町一ノ50番地
村田仁三郎	金沢市普正寺町一ノ50番地
平田七太郎	金沢市普正寺町一ノ50番地
福田弥三松	金沢市普正寺町一ノ50番地
村田伊右工門	金沢市普正寺町一ノ50番地

2(1)② 福田太三郎外20名

氏名又は名称	住 所
福田太三郎	金沢市普正寺町一ノ50番地
中島嘉平	金沢市普正寺町
福本与一郎	金沢市普正寺町
福田善左工門	金沢市普正寺町
照田庄兵衛	金沢市普正寺町
北川三郎右工門	金沢市普正寺町
村本五右工門	金沢市普正寺町
福田勘左工門	金沢市普正寺町
照田太一郎	金沢市普正寺町
福田善吉	金沢市普正寺町
田中長太郎	金沢市普正寺町
福田助太郎	金沢市普正寺町
北川与左工門	金沢市普正寺町
照田与三松	金沢市普正寺町
村田吉左工門	金沢市普正寺町
中島長右工門	金沢市普正寺町
高島吉郎兵衛	金沢市普正寺町
村田仁三郎	金沢市普正寺町
平田七太郎	金沢市普正寺町
中島与吉	金沢市普正寺町

奥村又太郎	金沢市普正寺町
-------	---------

2(1)③ 福田太三郎外20名

氏名又は名称	住 所
福田太三郎	金沢市普正寺町一ノ50番地
中島嘉平	金沢市普正寺町
福本与一郎	金沢市普正寺町
福田善左工門	金沢市普正寺町
照田庄兵衛	金沢市普正寺町
北川三郎右工門	金沢市普正寺町
村本五右工門	金沢市普正寺町
福田勘左工門	金沢市普正寺町
照田太一郎	金沢市普正寺町
福田善吉	金沢市普正寺町
田中長太郎	金沢市普正寺町
福田助太郎	金沢市普正寺町
北川与左工門	金沢市普正寺町
照田与三松	金沢市普正寺町
村田吉左工門	金沢市普正寺町
中島長右工門	金沢市普正寺町
高島吉郎兵衛	金沢市普正寺町
村田仁三郎	金沢市普正寺町
平田七太郎	金沢市普正寺町
福田弥三松	金沢市普正寺町
村田伊右工門	金沢市普正寺町

2(1)④ 福田太三郎外20名

氏名又は名称	住 所
福田太三郎	不詳
中島与助	不詳
福田弥三松	不詳
高島伊之助	不詳
高島弥三兵工	不詳
野尻家吉	不詳
西川佐平	不詳
西川三太郎	不詳
西川八兵衛	不詳
高島平兵工	不詳
西川弥三右工門	不詳
福本九十郎	不詳
中川市太郎	不詳
中川乙右工門	不詳
奥村又兵衛	不詳
林仁三右工門	不詳
中島長右工門	不詳
村田吉左工門	不詳
平田七太郎	不詳

浅川与四太郎	不詳
村本五右工門	不詳

2(1)⑤ 福田太三郎外20名

氏名又は名称	住 所
福田太三郎	金沢市普正寺町一ノ50番地
中島嘉平	金沢市普正寺町
福本与一郎	金沢市普正寺町
福田善左工門	金沢市普正寺町
照田庄兵衛	金沢市普正寺町
北川三郎右工門	金沢市普正寺町
村本五右工門	金沢市普正寺町
福田勘左工門	金沢市普正寺町
照田太一郎	金沢市普正寺町
福田善吉	金沢市普正寺町
田中長太郎	金沢市普正寺町
福田助太郎	金沢市普正寺町
北川与左工門	金沢市普正寺町
照田与三松	金沢市普正寺町
村田吉左工門	金沢市普正寺町
中島長右工門	金沢市普正寺町
高畠吉郎兵衛	金沢市普正寺町
村田仁三郎	金沢市普正寺町
平田七太郎	金沢市普正寺町
福田弥三松	金沢市普正寺町
中島与吉	金沢市普正寺町

2(1)⑥ 福田太三郎外20名

氏名又は名称	住 所
福田太三郎	金沢市普正寺町一ノ50番地
中島嘉平	金沢市普正寺町
福本与一郎	金沢市普正寺町
福田善左工門	金沢市普正寺町
照田庄兵衛	金沢市普正寺町
北川三郎右工門	金沢市普正寺町
村本五右工門	金沢市普正寺町
福田勘左工門	金沢市普正寺町
照田太一郎	金沢市普正寺町
福田善吉	金沢市普正寺町
田中長太郎	金沢市普正寺町
福田助太郎	金沢市普正寺町
北川与左工門	金沢市普正寺町
照田与三松	金沢市普正寺町
村田吉左工門	金沢市普正寺町
中島長右工門	金沢市普正寺町
高畠吉郎兵衛	金沢市普正寺町
村田仁三郎	金沢市普正寺町

中島与吉	金沢市普正寺町
村田仁三郎	金沢市普正寺町
福田弥三松	金沢市普正寺町

3 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間

令和4年12月1日から令和5年3月1日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類を提出（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

(3) 提出先

金沢市市民局市民協働推進課

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和4年12月1日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市磯部町丁28番1	金沢市疋田2丁目118番地 ひきだM6・103号 藪内 貴也

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

令和4年12月1日

金沢市長 村 山 卓

令和4年(2022年)12月1日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄